

NO	分類	公開日	質問	回答
1	寄附	2023/5/22	だれでも寄付はできますか？	令和5年度は法人のみとなっています。
2	対象経費	2023/5/22	寄附を募集するための広告費は補助対象となりますか？	認定・交付決定前の経費のため、本来であれば対象外経費です。 しかしながら、広く支援を求めるといふ制度の性質上、「①事業計画に記載していること」「②全体事業経費の15%までとすること」「③支援が集まらず認定されなかった場合、補助金は交付されませんので、全額自己負担となること」の①~③の全ての条件を満たした上で、当該事業計画が本部会議で選定された後の広告費については対象経費として扱います。 本部会議にて選定される前の経費はいかなる理由であっても補助対象経費としては扱えませんのでご注意ください。
3	計画	2023/5/22	F U J I 3 S プロジェクトエッグ認定、SDGs 応援補助金を受けた結果、その事業において収益事業はできなくなりますか？	補助事業実施年度の収入については事業収入として扱うため、補助金額算定に当たり、支出額から収入額を差し引いて算出します。 補助事業終了後についての特段の規定はありませんが、持続可能な事業とするため、事業の収益化に向け積極的に取り組んでください。
4	対象経費	2023/5/22	高性能な加工機械を導入した（する）のですが、補助対象とする方法はありますか？	高性能な機器の導入、維持についての補助制度ではありませんので、単純に当該経費を補助対象とした計画は認定対象となりません。 しかしながら、その機能を活かしたSDGs 実現に資する新製品・新サービスの普及は従来型の対象となりえますので、ご相談ください。 また、当該機器の性能を活用し、地域活性化に資するイベントを開催する等の計画である場合、クラウドファンディング型の対象となり、その範囲の損料や人件費は補助対象経費となりえますので、ご相談ください。
5	寄附	2023/5/22	寄附していただいた企業に対し、返礼品を用意したほうがよろしいですか？	直接的な返礼品の提供は禁止されていますので不要です。 ただし、感謝状の交付や、支援者としての名称の掲示等は認められていますので検討してください。詳しくは、企業版ふるさと納税ポータルサイトのQ & A内にある「寄附を行うことの代償として経済的な利益を供与すること」についての解説を参考にしてください。 企業版ふるさと納税ポータルサイト https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/kigyuu_furusato.html なお、皆様の活動が実現することが支援者にとっての希望ですので、一般を対象にイベントや報告会などの開催や参加者を募集する際にも、支援者には積極的な情報提供をお願いします。
6	寄附	2023/5/22	会員制の非営利団体が申請者となり本制度を活用します。当該非営利団体の賛助会員である営利団体が企業版ふるさと納税を活用して富士市へ寄附した上で、支援ポイントを当該非営利団体の活動へあててもよろしいですか？	いわゆるトンネル寄附とみなされるおそれがあるので、ご質問の寄附はご遠慮ください。
7	寄附	2023/5/22	寄附について、本制度の利用の場合は、必ず経費として扱われるのですか？	原則的にはその通りですが、活動者との関係など、寄附者特有の要因で否認される恐れがないわけではありませんので、事前に税務署又は税理士に確認することをお勧めします。